

令和3年1月8日

保育施設を利用されている保護者の皆様

小平市子ども家庭部保育課長

森田 恒明

緊急事態宣言の再発令を受けた保育施設の対応について

日頃より、市の子育て支援施策にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、国から緊急事態宣言の再発令がされましたが、「厚生労働省は、保育所や放課後児童クラブ等について、感染防止策の徹底を行いつつ、原則開所することを要請する」こととされていることを踏まえ、市内の保育施設においては感染予防・拡大防止の対策を徹底しつつ、原則通常どおりの運営を行ってまいります。

なお、現段階で臨時休園や利用自粛要請といった措置は実施いたしません。今後の感染拡大状況等により対応が変更となる場合もございますので、その際は改めてお知らせいたします。保護者の皆様におかれましては、感染対策について下記のとおり引き続きご理解、ご協力下さいますようお願いいたします。

記

1 感染症の拡大防止の観点から、家庭で保育が可能な場合、ご自宅での保育をお願いします。また、お仕事が早く終わった時の早めのお迎えなどについて、ご協力をお願いします。

2 登園に際してのお願い

(1) 子どもや送迎する方の体温計測

37.5度以上の発熱や咳などの症状（発熱等）が認められる場合は、登園をお控えください。

また、子どもが発熱していた場合は、解熱後24時間経過してからの登園をお願いします。

(2) 送迎する方の咳エチケットや手洗いの実施など、体調に十分配慮するようお願いいたします。

3 保育施設への連絡

子ども又は同居するご家族等が濃厚接触者として特定された場合、PCR検査を受けることとなった場合、PCR検査結果が判明した場合は、保育施設へ速やかにご連絡をお願いします。

検査の結果陰性が確認されるまで（保健所から健康観察期間の指定があった場合はその期間満了まで）、登園を控えることをお願いします。

4 保育施設においては、感染症対策を十分に行いながら保育を行っておりますが、家庭内感染が増えている状況ですので、保護者の皆様におかれましても、日々の生活において充分ご配慮いただき、感染予防にご協力をお願いいたします。

担当：小平市子ども家庭部 保育課 庶務担当
電話：042-346-9594